

第71号

# お茶の水女子大学学报

昭和53年9月1日  
お茶の水女子大学庶務課

## 目次

関係法令	1
人事	1
学事	2
諸報	10
海外渡航	10
給与に関する勧告について	11
共済組合体育大会について	21
職員の住所変更	21
住居表示変更	22
電話番号変更	22
日誌(抄)	22

## 関係法令

### 【政 令】

○学校教育法施行令及び学校保健法施行令の一部を改正する政令(政令第310号, 8月18日官報)

### 【省 令】

○学校教育法施行規則及び学校保健法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第30号, 8月18日官報)

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第31号, 8月30日官報)

### 【規 則】

○職員の保健及び安全保持の一部を改正する規則(人事院規則10-4, 7月14日官報)

○災害を受けた職員の福祉施設の一部を改正する規則(人事院規則16-3, 7月25日官報)

## 人 事

### ◎人事異動

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(昇任)			
53.8.1	文部教官(助教授家政学部附属食物化学研究施設)	今井百里江子	教授家政学部附属食物化学研究施設に昇任させる

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(休業)			
53.8.4	文部教官(文教育学部附属小学校教諭)	沢本和子	育児休業を許可する育児休業の期間は昭和53年8月4日から昭和54年3月31日までとする
(臨時的任用)			
53.8.4		五十嵐むつみ	文部教官(文教育学部附属小学校教諭)に臨時的に任用する任期は昭和54年3月31日までとする

### ◎学内委員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
53.7.1	教授	中山時子	外国人留学生顧問教官会議顧問を委嘱する任期は昭和55年6月30日までとする
"	"	浅見千鶴子	"

### ◎非常勤講師

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
53.7.1		坂野敏子	講師(家政学部)に採用する任期は昭和54年3月31日までとする
"		吉川晴美	"
(併任)			
53.7.1	通商産業技官(工業技術院電子技術総合研究所)	住 齋	講師(理学部)に併任する併任の期間は昭和54年3月31日までとする

### ◎非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
53.7.10		佐々木百合子	臨時用務員(会計課)に採用する任期は昭和54年3月31日までとする
53.7.16		曾田益民	事務補佐員(文教育学部)に採用する任期は昭和53年11月15日までとする
(配置換)			
53.8.1	臨時事務補佐員(附属図書館)	登山倫政	事務補佐員(附属図書館)に配置換する任期は昭和54年3月30日までとする

# 学 事

## 別紙様式 2

## ○ 昭和54年度 お茶の水女子大学入学者選抜方法等

選抜方法等 学部・学科名		第2次の学力検査		実技検査等の実施			推 薦 入	
		課 する	課さない	実技検査 を課する	面 接 を 行 う	小 論 文 を課する	入学定員の一部について、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として判定する  (1) 第2次学力検査を免除し、共通第1次学力試験を課する (2) 第2次学力検査を免除し、共通第1次学力試験をも免除する	
文 教 育 学 部	哲 学 科 史 学 科 地 理 学 科 国 文 学 科 外 国 文 学 科 教 育 学 科 (教育学専攻)	○	×	×	×	×	×	×
	教 育 学 科 (表現体育学専攻) (音楽教育学専攻)	○	×	○	×	×	×	×
理 学 部	数 学 科 物 理 学 科 化 学 科 生 物 学 科	○	×	×	×	×	×	×
	児 童 学 科	○	×	×	×	○	×	×
	食 物 学 科 被 服 学 科 家 庭 経 営 学 科	○	×	×	×	×	×	×

学	第 2 次 募 集			2 段 階 選 抜			備 考
	(1) 入学定員の 一部について あらかじめこ れを留保し、 これについて 第2次募集を 行う	同左の募集人員  (又は比率)	(2) 入学定員に 欠員等が生じ た場合に第2 次募集を行う	主として、調査書の内容と共通第1次学力試験の成績により第1段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行う	第1段階の選抜による合格者数	定員に対する倍率	
	×	×	×	×	×	×	第2次募集は合否判定時の状況に応じて考慮
	×	×	×	×	×	×	同 上
	×	×	×	×	×	×	同 上
	×	×	×	×	×	×	同 上
	×	×	×	×	×	×	同 上

## 別紙様式 4

## ○昭和54年度 お茶の水女子大学入学者選抜学力検査実施教科・科目

学部(学科・専攻・課程)名 科目数等 出題教科・科目名		文 教 育					
		哲学科・史学科・地理学科・国文学科・外国文学科(中国文学・中国語学, 英文学・英語学, 仏文学・仏語学) 教育学科(教育学専攻)			教育学科 (表現体育学専攻)		
(教科名)	(科目名)	出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数	摘 要
国 語	現・代 国 語	◎	2	同一時間 内に解答	◎	2	同一時間 内に解答
	古 典 Ⅰ 乙	◎			◎		
数 学	数 学 Ⅰ						
	数 学 Ⅱ B						
数 学	数 学 Ⅰ						
	数 学 Ⅱ B						
	数 学 Ⅲ						
理 科	物 理 Ⅰ・Ⅱ						
	化 学 Ⅰ・Ⅱ						
	生 物 Ⅰ・Ⅱ						
外 国 語	英 語 B	○	1		○	1	
	ド イ ツ 語	○			○		
	フ ラ ン ス 語	○			○		
実 技	体 育 実 技				◎	(1)	
	音 楽 実 技						
合 計		5	3		5 (1)	3 (1)	

備 考 ◎印は指定科目, ○印は選択科目を示す。

学 部			理 学 部		
教 育 学 科 (音楽教育学専攻)			数 学 科		
出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数	摘 要
◎	2	同一時間 内に解答			
◎					
			◎	2	同一時間 内に解答
			◎		
			◎	3	同一時間 内に解答
			◎		
			◎		
○	1				
○					
○					
◎			(1)		
5 (1)	3 (1)		3	3	

学部(学科・専攻・課程)名		理 学					
		物 理 学 科			化 学 科		
科目数等		出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数	摘 要
(教科名)	(科目名)						
国 語	現代国語						
	古典Ⅰ乙						
数 学	数 学 Ⅰ	◎	2	同一時間内に解答	◎	2	同一時間内に解答
	数 学 ⅡB	◎			◎		
数 学	数 学 Ⅰ						
	数 学 ⅡB						
	数 学 Ⅲ						
理 科	物理Ⅰ・Ⅱ	◎	1	ただし、指導要領 ※物理Ⅱの「内容」(72, 73頁)のうち「(4)原子の 構造」を除く。		1	
	化学Ⅰ・Ⅱ				◎		
	生物Ⅰ・Ⅱ						
外国語	英 語 B						
	ド イ ツ 語						
	フ ラ ン ス 語						
実 技	体 育 実 技						
	音 楽 実 技						
合 計		3	3		3	3	

- 備 考 1. ◎印は指定科目，○印は選択科目を示す。  
2. ※「高等学校学習指導要領」(昭和45年10月文部省)

部			家 政 学 部		
生 物 学 科			児 童 学 科 食 物 学 科 被 服 学 科 家 庭 経 営 学 科		
出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数	摘 要
◎	2	同一時間内に解答	◎	2	同一時間内に解答
◎			◎		
	1	ただし、指導要領 ※生物Ⅱの「内容」(80頁) のうち、「(1)生命現象と 分子」及び「(3)生物の進 化」を除外。			
◎					
			○	1	
			○		
			○		
3	3		5	3	

## ○ 昭和54年度お茶の水女子大学大学院 理学研究科修士課程学生募集要項

### 1. 出願資格 下記該当の女子とする。

- (1) 大学を卒業した者及び昭和54年3月卒業見込の者
- (2) 文部大臣の指定した者
- (3) 外国の大学を卒業した者
- (4) 本学の大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

### 2. 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、学力検査(筆記試験・口述試験)調査書等を総合して決定する。
- (2) 外国人学生の選抜は、本学大学院外国人学生規程による。

### 3. 募集人員及び学力検査

専攻名	募集人員	試験日時	試験科目	専攻名	募集人員	試験日時	試験科目
数 学	10 名	9月14日(木) 9:20~10:50	一般・基礎教育科目 (微積分代数と幾何 位相空間)	化 学	10 名	9月13日(水) 10:30~12:00	一般・基礎教育科目 (化学及び※「物理 学又は生物学」)
		11:00~12:30	外国語 (英・独・仏・露の うち2か国語を選 択)			13:00~16:00	専門科目(化 学)
		13:30~15:30 16:30~	専門科目(数 学) 口述試験			9月14日(木) 11:00~12:30	外国語 (英・独・仏・露の うちから2か国語 を選択) 口述試験
物理学	10 名	9月14日(木) 9:20~10:50	一般・基礎教育科目 (物理学)	生物学	10 名	9月14日(木) 11:00~12:30	外国語 (英・独・仏・露の うちから2か国語 を選択) 口述試験
		11:00~12:30	外国語 (英・独・仏・露の うちから2か国語を 選択)			13:30~16:30	専門科目(生物学)
		13:30~15:30 16:30~	専門科目(物理学) 口述試験			17:00~	口述試験

※物理学又は生物学のうち1科目を選択すること。

ただし、志望区分「化A」「化F」志望者は第1志望・第2志望を問わず「物理学」を選択すること。

### 4. 出願期間

昭和53年9月1日(金)から9月9日(土)まで。

郵送する場合は、必ず書留として「大学院入学志願書」と朱書し、9月9日(土)までに必着のこと。



## 5. 出願手続

### (1) 願書受付

- ア 場所 お茶の水女子大学理学部事務部  
 〒112 東京都文京区大塚2丁目1の1  
 電話：東京(03)943-3151(大代表)
- イ 時間 平日は午前9時から午後3時まで  
 土曜日は午前9時から11時30分まで

### (2) 提出書類等

- ア 志願者名票、受験票及び履歴書(本学所定の用紙)
- イ 卒業(又は見込)証明書
- ウ 健康診断書(本学所定の用紙)
- エ 調査書(本学所定の用紙)
- オ 検定料 10,000円 現金又は郵便為替
- カ 受験承諾書 在職者及び他大学の大学院在籍者は、所属長の承諾書を提出すること。(様式随意)
- キ 返信用封筒 郵送の場合に限り、あて先を明記して、50円切手をはった定形郵便物封筒を同封する。

## 6. 合格者の発表

- (1) 9月20日(水)午後の予定。理学部1号館内に掲示するとともに、合格通知書を送付する。
- (2) 入学手続関係書類は、昭和54年3月中旬に送付する。

## 7. 修了の条件及び学費

- (1) 修業年限は2年以上とする。
- (2) 総計30単位以上修得すること。
- (3) 課程の修了には前2項のほか、学位論文を提出して最終試験に合格することを必要とする。
- (4) 入学科 60,000円、授業料 年額 144,000円

## 8. その他

- (1) 出願後、書類の変更や検定料の払い戻しは行わない。
- (2) 出願書類等の請求は、あて先を明記し、60円切手をはった定形郵便物封筒(23.5cm×12cm)を同封すること。
- (3) 受験に関する問い合わせは、往復はがきによるか、返信用封筒(切手添付)を同封し、必ず返信先を明記すること。

## 9. 第2次募集

実施の有無については合格発表の日に公示する。

## 10. 大学所在地案内

- 都営バス 大塚2丁目停留所前
- 地下鉄 丸の内線 茗荷谷駅から徒歩 約5分
- 地下鉄 有楽町線 護国寺駅(音羽口)から徒歩 約5分

## 諸 報

### ○海外渡航

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
文教育学部 助教授	片岡康子	ベルギー王国 オランダ王国 ドイツ連邦共和国	第20回国際民族舞踊フェスティバル参加及び研究資料収集のため	53.7.3 53.7.17	研修
文教育学部 助教授	佐藤保	中華人民共和国	中国における学術研究の視察と交流	53.7.16 53.8.4	研修
大学院 人間文化 研究科 助手	飯淵千春	フランス共和国	生物の老化に関する技術習得と討論	53.7.19 53.8.26	研修
文教育学部 教授	柳宗玄	ギリシャ共和国	美術史研究	53.7.19 53.8.9	研修
文教育学部 教授	中村英勝	中華人民共和国	学術交流、大学その他の教育機関等の視察	53.7.21 53.8.7	研修
文教育学部 教授	小口忠彦	中華人民共和国	学術交流、大学その他の教育機関等の視察	53.7.21 53.8.7	研修
文教育学部 助教授	森下はるみ	カナダ アメリカ合衆国	国際スポーツ科学会議出席及び資料蒐集	53.7.24 53.8.9	研修
家政学部 教授	松村康平	ドイツ連邦共和国 ハンガリー人民共和国 チェコスロバキア社会主義共和国 フランス共和国	第19回国際応用心理学会参加及び研究施設視察・研究者との学術交流	53.7.29 53.8.20	研修
文教育学部 教授	松本千代栄	アメリカ合衆国 メキシコ合衆国	アメリカの舞踊学会出席及び資料収集	53.7.31 53.8.14	研修
文教育学部 助手	山田敦子	アメリカ合衆国 メキシコ合衆国	アメリカの舞踊学会出席及び資料収集	53.7.31 53.8.14	研修
理学部 教授	林田侃	フィンランド共和国 フランス共和国 デンマーク王国 オーストリア共和国 ドイツ連邦共和国 連合王国	ヘルシンキ大学における国際数学会議出席及び資料収集	53.8.4 53.9.8	研修
文教育学部 教授	藤永保	アメリカ合衆国 カナダ	昭和53年度文部省在外研究員(短期)として認知発達と文化的要因の研究	53.8.8 53.10.7	出張
文教育学部 教授	大口勇次郎	連合王国 フランス共和国 ドイツ連邦共和国 オーストリア共和国 オランダ王国	第7回国際経済史会議出席並びに資料収集	53.8.8 53.8.29	研修

所属・職名	氏名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
文教育学部 助教授	上野浩道	オーストラリア連邦	国際芸術教育会議出席及び 資料収集	53.8.8 53.9.2	研修
理学部 教授	澤島侑子	フィンランド共和国	ヘルシンキ大学における国 際数学会議出席	53.8.11 53.8.25	研修
附属小学校 教諭	阿久澤栄太郎	台湾	台湾の植物の研究調査	53.8.15 53.8.19	研修
文教育学部 教授	勝部真長	ソビエト社会主義共和国連邦 ポーランド人民共和国 ドイツ民主共和国 チェコスロバキア社会主義 共和国 オーストラリア共和国 ハンガリー人民共和国 ギリシア共和国	教育視察及び資料蒐集	53.8.17 53.8.30	研修
文教育学部 教授	柳宗玄	インド	美術史研究	53.8.19 53.9.3	研修
文教育学部 教授	尾田幸雄	ドイツ連邦共和国 オーストリア共和国	世界哲学会議出席及び資料 収集のため	53.8.25 53.9.15	研修

### ○ 給与に関する勧告について

人事院は、8月11日、国会及び内閣に対し、次のような公務員給与の改定を勧告した。

#### 勧告（抄）

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）を改正することを勧告する。

#### 1 改定の内容

##### (1) 俸給表

現行の俸給表（指定職俸給表を除く。）を別記のとおり改定すること。

##### (2) 諸手当

##### ① 初任給調整手当について

ア 医療職俸給表1)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学の専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額の限度を35,000円とすること。

イ 右のア以外の職員に係る手当については、その支給対象官職を特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるものとし、その支給月額の限度を2,500円、その支給期間を5年以内とすること。

なお、これに伴い所要の経過措置を講ずること。

##### ② 扶養手当について

手当の月額を配偶者9,000円、配偶者以外の扶養親族のうち2人までは各1人につき2,700円、配偶者がいない職員の扶養親族にあっては、そのうち1人を5,500円)とすること。

##### ③ 運動手当について

ア 交通機関等利用者については、運賃等相当額の全額支給の限度を月額15,000円とすること。  
イ 自転車等使用については、支給月額を、使用距離5キロメートル未満の場合は2,000円、5キロメートル以上10キロメートル未満の場合は2,200円、10キロメートル以上の場合には3,600円（調整手当の支給されない地域又は官署に在勤し、通勤不便者として取り扱われる者にあっては、使用距離が、15キロメートル未満のときは4,100円、15キロメートル以上20キロメートル未満のときは5,600円、20キロメートル以上のときは7,100円)とすること。なお、右のア及びイの改定については、交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とすること。

##### ④ 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.9月

分とすること。

- ⑤ 義務教育等教員特別手当について  
支給月額の限度を20,200円とすること。  
なお、幼稚園に勤務する教員に対しても、権衡上必要な限度において、この手当を支給できることとすること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、昭和53年4月1日から実施すること。  
ただし、(2)の①のイについては、昭和54年1月1日から実施すること。

### 別 記

#### 行政職俸給表

##### イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	260,700	201,200	—	—	—	104,200	90,500	—
2	272,000	209,700	178,800	151,300	126,700	109,400	94,600	74,400
3	283,300	218,200	185,800	157,700	132,400	114,700	99,100	76,600
4	294,700	227,100	192,900	164,200	138,100	120,100	104,100	79,000
5	306,100	236,000	200,000	170,800	144,100	125,400	108,800	81,400
6	317,500	245,000	207,300	177,400	150,100	130,700	112,900	84,300
7	328,900	254,000	214,700	184,100	156,100	136,000	117,000	87,400
8	340,400	262,800	222,100	191,000	162,100	141,200	120,900	90,500
9	351,900	271,600	229,500	198,000	168,000	145,900	124,600	93,200
10	363,300	280,400	237,000	205,100	173,900	150,400	128,200	95,900
11	371,700	289,000	244,500	212,200	179,900	154,900	131,500	98,500
12	377,800	297,400	251,900	219,300	185,900	159,300	134,800	100,900
13	383,900	305,200	259,300	226,200	191,700	163,700	138,000	103,200
14	389,500	311,300	266,500	233,100	197,400	167,700	140,700	105,400
15	394,300	317,400	273,700	239,700	203,000	171,600	143,400	107,600
16		321,700	279,400	246,300	208,100	175,400	146,000	109,700
17			285,100	251,400	213,100	179,000	148,500	111,300
18			289,000	256,400	216,700	182,100	150,900	
19			292,800	260,000	220,000	185,100	152,900	
20			296,600	263,600	223,100	187,400		
21				267,200	225,600	189,700		
22				270,800	228,000	191,900		
23					230,400	194,100		
24					232,800			

##### ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	148,300	125,400	103,300	92,000	74,900	67,000
2	153,300	129,900	107,700	95,700	77,200	68,900
3	158,300	134,400	112,100	99,400	79,700	70,900
4	163,600	139,000	116,500	103,300	82,200	72,900

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
5	169,000	143,600	120,900	107,200	85,100	74,900
6	174,600	148,300	125,400	111,100	88,300	77,100
7	180,300	153,000	129,600	114,800	92,000	79,500
8	186,100	157,700	133,800	118,600	95,700	81,900
9	192,000	162,400	138,100	122,400	99,300	84,700
10	197,900	166,600	142,300	126,100	102,900	87,800
11	203,800	170,700	146,100	129,900	106,400	91,000
12	209,700	174,900	149,800	133,500	109,800	94,200
13	215,600	179,100	153,500	137,100	113,000	97,300
14	221,500	183,200	157,100	140,600	116,200	100,400
15	226,500	187,300	160,800	144,000	119,000	103,200
16	231,500	191,400	164,500	147,100	121,500	106,000
17	236,400	195,400	168,200	150,100	123,900	108,700
18	241,300	199,400	171,900	153,100	126,300	110,800
19	246,100	203,300	175,400	155,700	128,700	112,800
20	250,600	207,200	178,500	158,100	130,800	114,800
21	254,600	211,000	181,300	160,100	132,800	116,700
22	258,600	214,700	183,600	162,100	134,700	118,600
23	262,600	218,000	185,900	164,100	136,600	120,500
24	265,800	221,300	187,900	166,000	138,500	122,400
25		223,700	189,900	167,900	140,300	124,300
26			191,900			126,100
27						127,900
28						129,700
29						231,400

## 教育職俸給表

## イ 教育職俸給表 (一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	144,000	105,800	87,200
2	—	167,500	150,500	112,200	90,900
3	215,600	175,100	157,000	118,600	94,900
4	224,100	182,700	163,600	125,000	99,500
5	232,700	190,300	170,600	131,300	104,200
6	241,500	197,900	177,700	137,600	109,500
7	250,300	205,500	184,800	144,000	114,800
8	259,100	213,200	191,900	150,400	120,700
9	267,900	220,900	199,000	156,900	126,700
10	276,700	228,600	206,100	163,400	132,700
11	285,500	236,300	213,100	169,900	138,700

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
12	294,300	243,600	220,100	176,500	144,500
13	303,200	250,500	227,100	183,000	150,100
14	312,200	257,300	234,100	188,600	155,400
15	321,200	264,100	240,600	194,200	160,600
16	330,200	270,600	247,000	199,200	165,500
17	339,200	276,900	253,400	204,000	170,200
18	347,600	283,200	259,800	208,800	174,900
19	355,500	289,500	266,100	213,600	179,600
20	363,300	295,700	272,400	218,300	184,300
21	371,100	301,200	278,600	222,900	188,600
22	378,400	306,700	284,800	227,500	192,900
23	385,000	312,200	290,200	232,000	197,000
24	390,500	317,600	295,500	236,500	201,000
25	395,300	323,000	299,400	240,900	204,400
26	400,100	327,800	302,600	245,100	207,700
27		331,300		248,300	211,000
28				251,400	214,300
29				254,400	216,800
30					219,200

□ 教育職俸給表 (二)

職務の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	254,200	—	96,100	—
2	261,400	185,800	100,600	81,000
3	269,000	192,800	106,000	84,000
4	276,600	199,900	111,400	87,100
5	284,200	207,000	116,800	90,600
6	291,900	214,100	122,200	94,700
7	299,600	221,200	127,600	99,000
8	307,300	228,300	133,000	103,900
9	315,000	235,400	138,600	108,900
10	322,700	242,600	144,200	114,100
11	330,100	249,800	149,800	119,300
12	337,500	257,000	155,800	124,400
13	344,600	264,100	162,300	129,600
14	351,600	271,200	169,000	134,800
15	356,200	278,300	175,800	140,100
16		285,300	182,600	145,400
17		292,300	189,400	150,600
18		299,200	196,100	155,800

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
19		306,000	202,900	161,000
20		312,800	209,800	165,600
21		319,300	216,700	170,100
22		325,800	223,600	174,600
23		332,100	230,500	179,100
24		338,400	237,300	183,500
25		342,600	244,100	187,900
26			250,400	192,300
27			256,500	196,600
28			262,600	200,800
29			268,600	204,600
30			274,600	208,200
31			279,600	211,300
32			284,400	214,400
33			289,000	217,400
34			293,200	220,200
35			297,300	222,400
36			301,300	
37			304,300	

## ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	251,300	—	87,100	—
2	258,100	158,000	91,600	81,000
3	264,900	164,900	96,100	84,000
4	271,800	171,800	100,600	87,100
5	278,700	178,800	106,000	90,600
6	285,600	185,800	111,400	94,700
7	292,500	192,800	116,800	99,000
8	299,400	199,800	122,200	103,900
9	305,600	206,800	127,600	108,900
10	311,800	213,800	133,000	114,000
11	317,600	220,800	138,600	119,100
12	323,400	227,400	144,200	124,000
13	328,200	233,900	149,800	128,900
14	333,000	240,400	155,800	133,800
15	337,100	246,900	162,300	138,700
16		253,300	169,000	143,400
17		259,700	175,800	148,100
18		266,100	182,600	152,800

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
19		272,500	189,400	157,400
20		278,900	193,100	161,900
21		285,300	202,800	166,300
22		291,300	209,600	170,300
23		296,400	216,400	174,300
24		301,400	222,800	177,900
25		305,800	228,700	181,400
26		309,500	234,600	184,400
27		312,500	240,500	187,400
28		315,500	246,200	190,000
29		318,500	251,600	192,300
30			256,900	194,500
31			262,000	196,600
32			267,000	
33			271,700	
34			276,400	
35			280,600	
36			284,300	
37			288,000	
38			291,400	
39			294,000	

## 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)(略)

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	特 2 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	254,800	208,400	185,800	157,700	116,700	93,100	81,900	—
2	264,500	217,200	192,900	164,400	122,300	97,200	85,200	76,700
3	274,300	226,200	200,000	171,200	127,900	101,800	88,600	79,200
4	284,100	235,300	207,300	178,100	133,500	106,500	92,300	81,700
5	293,900	244,400	214,700	185,100	139,100	111,400	96,300	84,800
6	303,900	253,500	222,100	192,100	144,800	116,300	100,800	88,000
7	313,900	262,400	229,500	199,200	150,500	121,400	105,300	91,200
8	323,900	271,400	237,000	206,300	156,400	126,500	109,500	93,800
9	333,900	280,400	244,500	213,400	162,400	131,500	113,400	96,300
10	343,900	289,000	251,900	220,400	168,400	136,500	117,300	98,800
11	350,300	297,400	259,300	227,300	174,400	141,500	121,200	101,100
12	355,900	305,200	266,500	234,000	180,300	146,200	124,800	103,300
13	361,500	311,300	273,700	240,600	186,200	150,800	128,400	104,900



職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
14	366,700	317,400	279,400	247,000	192,100	155,400	131,700	
15	371,900	323,500	285,100	252,400	197,800	159,900	135,000	
16	376,400	327,800	289,000	257,700	203,500	164,300	138,200	
17			292,800	262,500	209,000	168,400	140,900	
18				267,200	214,300	172,300	143,600	
19				270,800	218,100	176,100	146,100	
20				274,400	221,600	179,700	148,100	
21					224,900	182,700		
22					227,400	185,000		
23					229,900	187,300		
24					232,300	189,500		

## ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	182,000	142,000	121,800	91,700	80,100
2	188,600	147,400	126,600	95,700	83,000
3	195,300	152,900	131,500	100,000	85,900
4	202,000	158,500	136,500	104,300	88,800
5	209,000	164,200	141,600	108,600	91,700
6	216,100	170,000	146,700	112,900	95,700
7	223,300	175,800	151,800	117,200	99,900
8	230,500	181,600	156,900	121,600	104,200
9	237,700	187,400	161,900	125,900	108,500
10	245,000	193,200	167,000	130,200	112,600
11	252,300	199,000	172,100	134,500	116,800
12	259,600	204,800	177,300	138,900	120,900
13	266,700	210,600	182,500	143,300	125,000
14	273,800	216,400	187,700	147,500	128,900
15	280,900	222,200	192,900	151,700	132,800
16	287,300	227,900	198,100	156,000	136,800
17	293,700	233,600	203,300	160,300	140,800
18	299,600	239,300	208,500	164,500	144,700
19	305,400	245,000	213,700	168,600	148,500
20	309,200	250,600	218,600	172,700	152,300
21	312,900	255,700	223,500	176,800	156,100
22	316,600	259,700	228,300	180,900	159,800
23		263,700	232,200	185,000	163,100
24		267,700	236,100	189,100	166,300
25		270,900	239,800	193,200	169,500

職級の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
26		274,100	242,800	197,200	172,500
27		276,800	245,800	201,100	175,400
28			248,300	205,000	178,300
29				208,600	180,500
30				211,000	

## 別記備考

- 各俸給表の備考は、現行どおりとする。
- 新俸給施行の日における職員の職務の等級及び号俸は、その前日における職務の等級及び号俸と同一とする。

## 給与勧告についての説明(抄)(人事院)

- 人事院は、例年のとおり、官民給与の精確な比較を行うため、職員の全員について給与等の実態調査を実施するとともに、全国約7,600の民間事業所について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

右の調査結果に基づく官民給与の較差は、本年の厳しい社会経済情勢を反映して、例年に比し低位ではあるが、平均7,269円(3.84%)となっており、生計費の動向その他諸般の事情を考慮し、この際、これを埋めるための給与改定を行うことが必要であると認めた。ただ、指定職職員については、本年における特別の事情を勘案して、その俸給を据え置くこととした。

本年の給与改定に当たっては、俸給表の改善に重点を置きつつ、諸手当についても所要の改定を加えることとした。

- 給与改定の内容は、次のとおりである。

## (1) 俸給表

各俸給表を通じ、初任給については、民間における改定の状況、公務における採用試験の応募状況等を考慮し、均衡上必要な最小限度の改定にとどめるとともに、本年の民間における職務の階層別給与の上昇傾向等を考慮して、世帯形成時に対応する職員の給与引上げを軸として中位等級の改善に重点を置きつつ改定を行った。また、事務次官、本省局長、大学学長等の俸給については、民間企業の役員報酬月額及び行政職俸給表等との均衡を考慮すると、増額改定を見送ることには問題なしとしなが、諸般の事情

を勘案して、この際、現行の金額に据え置くこととした。

- 初任給については、一般の事務・技術系の場合、その俸給を大学卒(上級乙試験)90,500円(現行88,000円)、短大卒(中級試験)81,400円(現行79,300円)、高校卒(初級試験)76,600円(現行74,900円)とした。
- 職種別の改善に当たっては、税務職員、公安職員及び研究員について配慮したほか、大学、高等専門学校の教員について義務教育諸学校等教員の給与との関係をも考慮して改善を行った。
- 各俸給表の各等級について、高位号俸の昇給額を抑えるとともに、号俸の増設は行わないこととした。

## (2) 諸手当

- 扶養手当について、民間におけるこの種の手当の支給状況等を考慮して、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者 9,000円(現行8,000円)

配偶者以外の扶養親族のうち2人

各2,700円(現行2,300円)

ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は

5,500円(現行5,000円)

なお、その他の扶養親族については、現行(1人につき1,000円)のままとした。

- 通勤手当について、民間における支給状況及び職員の通勤の実態を考慮して、その支給月額を次のとおり改めることとした。

## ア 交通機関等利用者の場合

運賃相当額の全額支給の限度額を15,000円(現行14,000円)とし、2分の1加算の限度額を加えた最高支給限度額を17,000円(現行16,000円)とする。

## イ 自転車等の交通用具の利用者の場合

使用距離の区分を細分して、次のとおりとする。

- 片道5キロメートル未満  
据置（現行2,000円）  
片道5キロメートル以上10キロメートル未満  
2,200円（現行2,000円）  
片道10キロメートル以上  
3,600円（現行3,400円）
- ただし、通勤不便者の場合には、  
片道10キロメートル以上15キロメートル未満  
4,100円（現行3,800円）  
片道15キロメートル以上20キロメートル未満  
5,600円（現行5,300円）  
片道20キロメートル以上  
7,100円（現行5,300円）

なお、右のA及びBの改定については、交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とした。

- ③ 住居手当については、民間における支給状況を調査した結果、それとはほぼ均衡がとれていると認められるので、現行のままとした。
- ④ 医系教官等に対する同手当の支給月額を35,000円（現行34,000円）に引き上げることとした。
- ⑤ 右以外の初任給調整手当については、民間における初任給の動向及び公務における採用試験の応募状況等を考慮して、その制度を改めるとともに、上級試験採用者等については、明年以降これを支給しないこととした。ただし、いわゆる理工系の採用者については、当分の間、支給月額の限度を1,500円、支給期間を3年間として支給することとし、また、現に受給している者については、所要の経過措置を講ずることとしている。
- ⑥ 期末・勤勉手当について、昨年5月から本年4月までの間の民間における賞与等特別給との均衡を考慮して、12月の期末手当の支給割合を1.9月分（現行2.0月分）とすることとした。

以上のうち、官民給与の比較の基礎となる給与についての改善は、1人当たり平均にして、俸給で5,947円（3.15%）、諸手当で938円（0.49%）、その他で384円（0.20%）、計7,269円（3.84%）となる。

- 3 改定の実施時期については、前期2の(5)の部分を除き、本年4月1日としている。
- 4 俸給の調整額については、昭和47年にその制度のあり方について根本的な見直しの必要を指摘して以来、種々検討を加えてきたところであるが、最近における民間の給与事情の傾向、公務部内における職種間の給与配分の実情等にかんがみ、この際、その定額化を含め、具体的な措置、方法について早急に検討を進めることとする。
- 5 調整手当については、本年の調査によれば、現行の支給率は全体として民間給与の企業内における地域格差の実態と概ね均衡しており、特にこれを変更する必要は認められない。
- 6 本院の調査による官民給与と較差を年齢階層別にみると、若中年層にあっては職員の給与が民間のそれを下回っている反面、一定年齢を超える高齢層職員にあっては逆に民間を相当上回っている傾向にあり、既に昭和46年以降高齢層職員についていわゆる昇給延伸措置が講じられているにもかかわらず、その効果は必ずしも挙がっているとは認め難い。

したがって、このような不均衡を是正し、民間における昇給の実情等を勘案しつつ、公務部内における年齢階層別にみた給与配分の適正化を図るため、昇給の停止を含め、高齢層職員の給与について早急に適切な措置を講ずる必要がある。

- 7 中・小学校教員給与については、いわゆる「人材確保法」の趣旨に基づき、昭和49年以來行われてきた特別改善の最終的な措置として、中堅層以上の教員の俸給に特別な改定を加えたほか、義務教育等教員特別手当について所要の改善を行うとともに、特殊勤務手当等についても拡充を図ることとしている。また、これに伴い、高校等の教員給与について、これとの権衡上必要な改善を行った。

なお、国立の幼稚園の教員については、教育研究を担当する等の特殊性もあり、採用の面で小学校教員と競合する等の事情が認められるので、権衡上、小学校教員に支給される義務教育等教員特別手当の2分の1の額を支給することとした。

- 8 民間における勤務時間、年間休日数及び週休制度の実態について引き続き調査したところ、週所定勤務時間の平均は42.3時間、年間休日数の平均は86.4日となっており、また、何らかの形で週休2日制を実施している事業所の割合は69.2%（一昨年68.9%、昨年69.1%）であり、週休2日制の普及率は、ここ両3年来、相当の水準を維

持しているものと認められる。

職員の週休2日制については、その実施上の問題点の把握及び必要な対策の検討を更に進めるため、本年4月から1年間再度の試行がわれているところである。本院としては、各省庁における試行の実施状況及び対策の検討状況を注視しているところであるが、民間における週休2日制の前記状況その他週休2日制をめぐる諸般の情勢に留意

し、試行終了後、各省庁における試行結果を検討のうえ、関係諸機関とも連繋をとりつつ、職員の週休2日制についてその具体化のため所要の検討を進めることとする。

付 記

寒冷地手当については、なお問題を残しており、引き続き検討したい。

俸給月額増加例

俸給表	職 名	等級・号俸	現 行 俸 給 月 額	勧告による俸給月額	増 加 率
		等級 号俸	円	円	%
行 政 (一)	係 員 係 長 課 長 補 佐 総 括 課 長 補 佐 課 長 部 長	8 - 7	85,000	87,400	2.8
		7 - 4	100,400	104,100	3.7
		6 - 8	136,000	141,200	3.8
		5 - 13	184,600	191,700	3.8
		4 - 11	204,500	212,200	3.8
		3 - 0	228,600	237,000	3.7
		2 - 9	262,300	271,600	3.5
		1 - 5	296,000	306,100	3.4
行 政 (二)	用 務 員 守 衛 ・ 自 動 車 運 転 手 守 衛 長 車 庫 長	4 - 18	121,800	126,300	3.7
		3 - 15	138,900	144,000	3.7
		2 - 15	155,000	160,800	3.7
		1 - 18	192,200	199,400	3.7
税 務	係 員 係 長	6 - 4	112,700	117,000	3.8
		4 - 11	193,200	200,700	3.9
公 安 (一)	皇 宮 巡 査 ・ 看 守 皇 宮 警 部 補 ・ 副 看 守 長	7 - 13	129,600	134,600	3.9
		5 - 24	223,400	231,800	3.8
教 育 (一)	助 手 助 教 授 教 授	4 - 12	169,700	176,500	4.0
		2 - 15	254,000	264,100	4.0
		1 - 13	293,100	303,200	3.4
教 育 (二)	教 諭 教 頭 校 長	2 - 23	207,600	216,400	4.2
		1 - 14	231,300	240,400	3.9
		特 1 - 5	269,400	278,700	3.5
研 究	研 究 員 室 長 部 長	3 - 13	157,000	163,300	4.0
		2 - 15	218,500	226,800	3.8
		1 - 13	282,500	292,300	3.5
医 療 (一)	医 師 医 長	4 - 9	177,400	184,300	3.9
		3 - 12	253,000	262,200	3.6
		2 - 13	296,900	307,300	3.5
医 療 (二)	准 看 護 婦 看 護 婦 婦 長 総 婦 長	4 - 9	104,500	108,500	3.8
		3 - 11	129,600	134,500	3.8
		2 - 13	175,800	182,500	3.8
		特 1 - 10	236,400	245,000	3.6

### 教員給与関係についての勧告の説明（人事院）

- 1 人事院は、教員給与の改善についてかねてから意を用いてきたところであり、いわゆる「人材確保法」の趣旨にそい、義務教育諸学校（中・小学校）の教員の給与について、昭和49年以来数次にわたり計画的に特別の改善を加えてきたが、今回、その最終的な措置として所要の改善を加える必要があると認め、この勧告を行った。
- 2 勧告の内容としての具体的な改善は、次のとおりであり、その実施時期は、昭和53年4月1日としている。
  - (1) 中・小学校教員に適用される教育職俸給表(三)の俸給月額については、30歳代後半から40歳代における中堅層以上の教員について必要な改善を加えることとした。
  - (2) 中・小学校教員に支給される義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額を現行の15,200円から20,200円に改めることとした。この結果、各教員に支給される同手当の月額は、平均約20%の引上げとなる。
- 3 今回の改善においては、前記2によるほか、それに併せて、次のような措置による必要な改善を図ることとしている。
  - (1) 中・小学校における主任等の職務を行う教員のうち、各種の教育活動についての連絡調整及び指導助言に当たる者で人事院の定めるものについては、昨年、特殊勤務手当として教育業務連絡指導手当を支給することとしたが、今回、関係法令の整備により、国立の附属中・小学校について、連絡調整及び指導助言に当たる主任として、新たに研究主任及び教育実習主任が制度化されたので、これを同手当の支給対象に加えることとする。
  - (2) 中・小学校の教員が、学校の管理下に行われる部活動の指導に従事する場合で、その業務が日曜日、土曜日の午後等に行われ、かつ、従事した時間が引き続き「5時間程度」を超えるものであるときには、特殊勤務手当として教員特殊業務手当が支給されるが、その時間を「4時間程度」に改めることとする。
  - (3) 中・小学校の校長及び教頭については、現在、俸給の特別調整額が支給されているが、特に規模の大きい学校の校長及び教頭に限り、その支給割合を現行よりそれぞれ2%引き上げることとする。

(注) 現行の支給割合は、校長12%、教頭10

%である。

- 4 今回の中・小学校教員の給与改善に伴い、これとの均衡上、高校教員（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の教員を含む。）についても、前記2の(2)及び前記3に準じて、所要の措置を講ずることとしている。
- 5 幼稚園教員には、中・小学校教員等について昭和50年に新設された義務教育等教員特別手当は支給されていないが、この点については、その際、今後の検討課題とされた。このような事情から、今回、国立大学附属幼稚園の教員の実態について精査する等必要な調査研究を行ったところ、国立の幼稚園の教員の場合は、大学附属の学校であるため、幼児の保育に関する研究協力、教育実習指導等の教育研究活動を担当しているという特殊性もあって、その採用等において小学校教員と競合する面もあり、権衡上必要な限度において同手当を支給する必要があると認められるので、小学校教員に支給される手当額の2分の1の額を、昭和53年4月1日から支給することとした。

### ○ 共済組合体育大会について

第27回文部省共済組合東京地区体育大会が、去る7月22日（土）、23日（日）の両日にわたり当番校である東京農工大学及び一橋大学において開催された。

今年度の競技種目は庭球と排球で、本学の試合結果は、次のとおりであった。

庭 球	(1部)	4位
排 球	(2部)	3位

### ○ 職員の住所変更

○ 住居表示変更

28日(月) 会計検査院会計実地検査  
30日(水)

○ 電話番号変更

日 誌 (抄)

- 7月5日(水) 各学部教授会
- 6日(木) 部局長会議, 外国人留学生懇談会, 昭和53年度社会教育主事講習開講式(於東京都水元青年の家)
- 7日(金) 昭和54年度大学入学者選抜
- 8日(土) 共通第1次学力試験実施担当者会議(於一橋講堂)
- 10日(月) 館山野外教育施設開所式
- 11日(火) 事務連絡会, RI室員会議, 夏季休業始
- 11日(火) 新入生セミナー(於八王子)
- 13日(木) 大学セミナー・ハウス
- 11日(火) 昭和53年度第12回東京地区国公立大学厚生補導研究会(於筑波大学山中共同研修所)
- 14日(金)
- 12日(水) 評議会
- 22日(土) 第27回文部省共済組合東京地区
- 23日(日) 体育大会(於東京農工大学・一橋大学)
- 28日(金) レクリエーション運営委員会, 第6回東京地区国公立大学入学主幹入試担当課長会議(於東京工業大学)
- 8月8日(火) 国立大学入学主幹連絡協議会
- 9日(水) (於北海道大学)
- 9日(水) 昭和53年度文部省共済組合実地監査
- 12日(土) 昭和53年度社会教育主事講習閉講式(於本学)
- 14日(日) 人事担当部課長会議(於人事院)
- 17日(木) 部局長会議
- 19日(土) 東京地区国立大学職員庭球大会
- 20日(日) (於東京農工大学)
- 26日(土) 対奈良女子大学軟式庭球定期戦
- 27日(日) (於本学)